

# 令和6年度 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金 募集要項【上半期】

申請受付期間：令和5年10月2日（月）～令和5年12月1日（金）【必着】  
補助事業対象期間：令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）  
補助金交付決定日：令和6年4月1日（月）

※募集要項をよく読み、記載例を参考に、適正な書類提出、報告等を行ってください。

## 〈目次〉

1. 事業の目的 .....	1
2. 補助要件 .....	1
3. 補助内容 .....	2
4. スケジュール .....	3
5. 申請手続き .....	4
6. 結果通知 .....	4
7. 実績報告 .....	5
8. 補助金の交付 .....	5
9. 補助決定が取り消される場合 .....	5
10. 補助決定事業内容の変更や事業の中止等 .....	6
11. その他留意事項 .....	6
12. 申請から補助金交付までの流れ .....	7
13. Q&A .....	8
14. 交付要綱、申請書記載例 .....	9

## 〈お問い合わせ〉

千葉市市民局生活文化スポーツ部 文化振興課

TEL：043-245-5961

Mail：bunka.CIL@city.chiba.lg.jp

## 1. 事業の目的

文化芸術活動の創出に向けて、音楽団体等がこれからも継続して活発に音楽鑑賞公演等を開催できるよう、市内外を問わずその会場費への補助を行うため、その補助決定事業の選定を行うものです。

## 2. 補助要件

(1) 対象団体：次の①～④を全て満たす団体（共催団体がある場合は、共催団体も同様の扱いとする。）

- ① 令和5年10月2日時点において、団体の活動拠点が市内にあり、自ら事業を企画し、及び遂行する能力があるとともに、会則、規約等及び役員又は会員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる非営利の文化芸術団体であること。（一般社団法人、一般財団法人は対象外）

【活動拠点については下記アイウのうち、2つ以上を満たすこと】

ア 過去5年以内に千葉市内で音楽鑑賞公演を開催した実績がある

イ 事務局の所在地が千葉市内である

ウ 会員や団員等、団体の構成員の半数以上が千葉市民である

- ② 政治・宗教活動を目的としていないこと

- ③ 国・地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと

- ④ 国・地方公共団体から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと（指定管理者を含む）

※ 共催団体も上記要件をすべて満たす必要があります。ただし、共催団体が③または④の要件を満たさない場合（例：公益財団法人千葉市文化振興財団や市内各施設の指定管理者など）に、実施する事業に対する共催団体の役割や効果が、名義使用、施設の期間前予約使用許可のみの場合は、共催団体は③または④の要件を満たすものとします。

## (2) 補助対象事業

次の①～⑦をすべて満たす音楽鑑賞公演等を開催。

- ① 補助金交付決定日から令和7年3月31日までに実施される音楽鑑賞公演又は練習等（※）であること。

※例：コンサートやミュージカル等の音楽の鑑賞をメインとした公演や練習

- ② 千葉県内に設置された劇場・音楽堂等の事業の活性化に関する法律の劇場音楽堂等の要件を満たす公共・民間施設の室内ホールを借用して実施される、不特定多数の観客を動員する音楽鑑賞公演（鑑賞料金は有料・無料どちらでも可）又は練習等であること。

【例外施設】以下施設は対象とする。

千葉市生涯学習センター（ホール・小ホール）、千葉県教育会館（大ホール）、蘇我コミュニティセンター（多目的ホール）、ハーモニープラザ分館（ハーモニーホール）、千葉市美術館さや堂ホール

※ 不特定多数の観客動員のために、事前にチラシ・HP等により周知する事業であること。

※ 対象外：

- ・主催団体や事業に参加する者や団体の構成員が主な鑑賞者となる事業（コンクールなど）
- ・団体もしくはその構成員が所有もしくは管理する会場を使用する事業

- ③ 収益の寄附や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業でないこと。
- ④ 特定の企業等の宣伝広報、政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。
- ⑤ 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴わない等、公序良俗に反しないこと。
- ⑥ 国や地方公共団体や外郭団体から、補助や助成、共催、委託等、使用料の減免や減額を受けていないこと。

※ その他、市長が適当でないとした場合は、対象外となることもある。

### 3. 補助内容

#### (1) 補助対象経費

本番公演又は練習やリハーサルでの会場費

- ・借用した会場の施設利用料（ホール・楽屋・リハーサル室）
- ・借用した会場の附属設備利用料（例：舞台装置、音響装置 など）

#### (2) 補助対象外経費

出演料、印刷費、謝金・人件費、宣伝費、記録費、通信費、旅費、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策費 など

※ 収支予算書・決算書に計上できない経費や補助対象とならない経費もあるので、詳細は「音楽団体等活動支援事業補助金要綱『別表』」を参照のこと。

#### (3) 収支予算書・決算書に計上できる経費

「(5) 補助金交付の対象となる事業期間」に経費が発生する理由（発注や契約行為など）があり、支払を行う（行った）経費は、要綱の経費内訳に従って計上することができる。

また、上記事業期間前及び事業の実績報告を行う日までに支払いを行う（行った）場合でも、その経費が補助決定事業を実施するうえでやむを得ない経費は計上することができる。

#### (4) 補助金の額

- ・補助上限金額：1件につき30万円

※ 同日、同会場のものは1件とみなすことができる。

例：同日の時間帯2枠・市民会館で開催：1件、2日連続・市民会館で開催：2件、

同日・市民会館と文化センターで開催：2件

- ・補助対象経費の2分の1以内。ただし、補助上限額30万円と自己負担金のいずれか低い額

※ 「自己負担金」とは、補助対象経費と補助対象外経費の合計から、補助決定事業の実施に伴う収入（チケット販売収入・協賛金・その他収入 など）を差し引いた額。

	(収入)	(支出)
経費は以下の3つに区分 ①補助対象経費 ②補助対象外経費 ③収支予算書・決算書に計上できない経費  ※詳細は「音楽団体等活動支援事業補助金要綱」参照	当補助金	①補助対象経費
	チケット収入、協賛金、その他収入	
	自己負担金	②補助対象外経費
		③予算書・決算書に計上できない経費

(5) 補助金交付の対象となる事業期間

令和6年4月1日(補助金交付決定日)から令和7年3月31日まで

※ 上記補助事業対象期間前に、既に一部でも補助申請事業に着手(発注や契約行為、支払い行為など)した場合は、補助対象事業として申請することはできない。ただし、実施会場の予約や支払いなど、事業を実施する上で事前に行う必要があると認められるものは、例外とする。

※ 補助対象事業は、補助金交付決定日以降に実施すること。

4. 採択件数

上・下半期ともに申請件数に制限はありませんが、1団体につき令和6年度の採択件数の上限は5件となります。

【上半期募集】

採択件数：上限50件

※ 募集条件を満たす申請が50件以上だった場合は抽選とするが、予算の範囲内で50件以上採択する場合もある。また、予算状況により、採択件数の上限が減る場合もある。

【参考：下半期募集(予定)】

採択件数：上限50件

募集期間：令和6年4月15日(月)～令和6年6月14日(金)

補助事業対象期間：令和6年10月1日(火)～令和7年3月31日(月)

※上記補助事業対象期間前に、既に一部でも補助申請事業に着手(発注や契約行為、支払い行為など)した場合は、補助対象事業として申請することはできない。ただし、実施会場の予約や支払いなど、事業を実施する上で事前に行う必要があると認められるものは、例外とする。

## 5. 申請手続き

### (1) 応募書類

- ① 千葉市音楽団体等活動支援事業 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 千葉市音楽団体等活動支援事業 事業計画書（様式第2号）
- ③ 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書（様式第3号）
- ④ 定款・規則等
- ⑤ 役員・会員名簿
- ⑥ 活動拠点が千葉市であることがわかるもの（例：過去5年以内に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの）等で可
- ⑦ 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの

### (2) 会場の使用許可

申請事業の実施会場の施設管理者等から、会場の使用許可が得られることを事前に確認の上、本補助制度を申請すること。

### (3) 提出方法

郵送もしくは持参により、下記提出先へ提出すること（電子メール、FAXは不可）

#### 【提出先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所8階）

千葉市 市民局生活文化スポーツ部文化振興課 音楽団体等活動支援事業補助金担当 宛

### (4) 提出期間

令和5年10月2日（月）から令和5年12月1日（金）まで【必着】

※ 郵送の場合：必着

※ 持参の場合：土、日、及び休日を除く9時00分から17時00分

## 6. 結果通知

決定の場合は「千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付決定通知書」、不決定の場合は「千葉市音楽団体等活動支援事業補助金不交付決定通知書」を送付する。

なお、補助金交付決定額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲内において市で確認のうえ決定するため、申請された金額よりも補助金交付決定額が少なくなる場合がある。

（なお、補助金交付決定にあたって、要綱第8条のとおり条件を附すこととする。）

## 7. 実績報告

補助決定事業が終了した日から 30 日以内に次の書類の提出により、実績報告をすること。

### (1) 提出書類

- ① 千葉市音楽団体等活動支援事業 実績報告書（様式第 10 号）
  - ② 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支決算書（様式第 11 号）
    - ・ 収入総額と支出総額を同額とすること。
    - ・ 収支決算書に記載の補助対象経費の合計額とその領収書の総額が一致すること。
    - ・ 領収書には必ず「宛名（団体名）」「但書き（支払い内容がはっきりわかること）」「金額」「領収書発行者名」「領収印」「領収書日付」が明記されたものを提出すること。領収書の未提出や記載に不備がある場合は、支出の内訳が補助対象経費であっても、補助対象経費として認められないこともあるので十分注意すること。
    - ・ 申請時の収支予算書に対する決算を記入すること。収支予算書に未記載の支出が生じた場合は、要綱「別表」を参照し、該当する支出項目を確認すること。
  - ③ 補助対象経費の支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実（相手先と支払内容と金額を含めて）が確認できる書類（コピー可）
  - ④ 当日の実施状況がわかる写真
  - ⑤ パンフレット類（プログラム、チラシ等の広報印刷物）他
- ※ 補助決定事業に係る経費の収入支出を証明できる書類及び帳簿等を整備し、事業完了後 5 年間保管すること。（必要に応じて、書類や帳簿等の提出を求める場合がある）

## 8. 補助金の交付

補助決定事業者から実績報告書類の提出があった時は、市は審査のうえ、補助金額を確定し千葉市音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書を送付する。なお、実績報告書類に基づき、補助金額を確定するため、補助金交付決定額どおりとならない場合がある。

補助決定事業者は、上記通知書を受領後、市へ千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付請求書（様式第 13 号）と千葉市音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書の写しを提出すること。市はその請求書に基づき、補助決定事業者に補助金を支払う。

## 9. 補助決定が取り消される場合

次の①～③のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消すことがある。

その際に、既に補助金の支払いを受けていた場合は、市で決定した金額を返還すること。

- ① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- ② 補助金を他の用途へ使用したり、補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件等に違反したとき
- ③ 補助対象団体もしくは補助対象事業として必要とされる要件を満たさないこととなったとき

## 10. 補助決定事業内容の変更や事業の中止等

次の①～②のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに市へ連絡すること。

### ① 事業計画書の内容を変更する場合（補助決定事業の中止や廃止等を含む）

なお、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微なものを除く

### ② 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合

## 11. その他留意事項

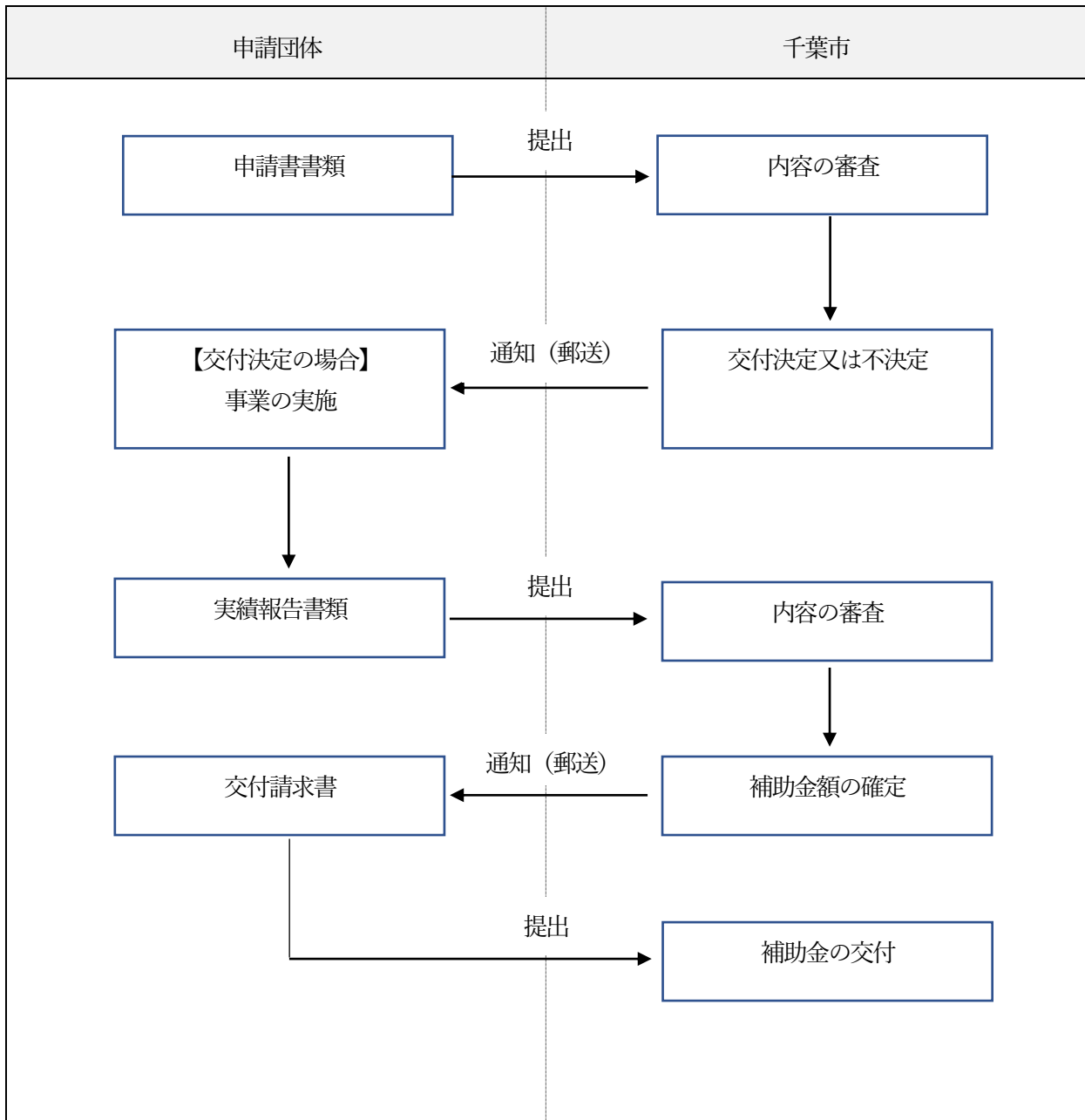
- ・本補助制度申請に要する費用は全て申請者の負担とする。
- ・本補助金の税法上の取り扱いについては、補助決定事業者が税務署等に確認のうえ税務署等の指示に従い適切に対応すること。
- ・個人情報の保護に関する法律を遵守すること。
- ・市に提出される各書類は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第52号）における「公文書」として同条例に基づく開示請求の対象となる。
- ・補助申請書類や補助決定事業の遂行に起因して、次の①～②の事案が発生した場合には、一切を申請者や補助決定事業者の責任において損害賠償または苦情処理の措置を講ずることとし、市は一切の責任を負わない。

① 著作権、特許権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した場合

② 第三者に損害を与え、第三者から苦情があった場合

- ・市は、補助決定事業者の名称や補助決定事業の概要及び実施状況は公表できるものとする。

12. 申請から補助金交付までの流れ





### 13. Q&A

**Q.1 事業実施にあたり、実際に要した経費が交付決定額を上回った場合、上回った金額も交付されますか。**

A.1 交付決定額を超える補助金の交付はできません。

**Q.2 交付が決定した場合、交付決定額は全額支払われますか。**

A.2 事業終了後、実績報告書類をご提出いただきます。その実績報告書類の内容に基づき、実際に交付される金額（確定額）が決まります。したがって、確定額が交付決定額を下回っている場合は、交付決定額全額ではなく、確定額分のみ支払われることになります。

例：交付決定額が15万円、確定額が10万円の場合  
→実際に支払われるのは、10万円になります。

**Q.3 借用する会場から、施設利用料の見積書を出せないと言われた場合は、どうすればよいですか。**

A.3 下記書類を提出してください。

施設利用料金の記載のある利用許可書

※「諸室利用料金一覧」と「申請中の諸室名・時間区分が分かるもの」を提出いただいても  
構いません。

**Q.4 借用する会場から、附属設備利用料の見積書を出せないと言われた場合は、どうすればよいですか。**

A.4 下記書類を提出してください。

①附属設備利用料金一覧 ②申請中の附属設備・時間区分が分かるもの

※上記②に代わり、附属設備利用料金一覧に利用する設備に印をつけて、提出していただいても  
構いません。

なお、その際、同一設備について、複数時間帯・複数個借用する場合は、余白等にその旨を記  
載してください。下記例の〇書き参照

例：演奏者用譜面台 1台 200円（10台×3回）

**Q.5 補助対象事業期間に公演を実施しますが、すでに会場費を支払い済みです。申請はできますか。**

A.5 補助対象事業期間前に、既に一部でも補助申請事業に着手（発注や契約行為、支払い行為など）  
した場合は、補助対象事業として申請することはできませんが、実施会場の予約や支払いなど、  
事業を実施する上で事前に行う必要があると認められるものは、例外とします。補助対象事業は、  
補助金交付決定日以降に実施してください。

## 14. 交付要綱、申請書記載例

### 千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、文化芸術活動の創出に向けて、音楽団体等が継続して活発に音楽鑑賞公演等を開催できるよう支援することを目的に、予算の範囲内で事業費に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体)

- 第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次の各号の全てに該当する団体とする。
- (1) 募集要項を公表した日において、団体の活動拠点が市内にあり、自ら事業を企画し、及び遂行する能力があるとともに、会則、規約等及び役員又は会員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる非営利の文化芸術団体(一般社団法人及び一般財団法人を除く。)であること。
- (2) 政治又は宗教活動を目的としていないこと。
- (3) 国又は地方公共団体が資本金その他これに準じるものを出資している団体でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体から運営等に係る経費の助成を受けている団体でないこと(指定管理者を含む。)
- 2 前項第1号に規定する団体の活動拠点が市内にあるとは、次に掲げる要件を2つ以上満たすことをいうものとする。
- (1) 過去5年以内に千葉市内で音楽鑑賞公演を開催した実績があること。
- (2) 事務局の所在地が千葉市内であること。
- (3) 会員や団員等、団体の構成員の半数以上が千葉市民であること。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象団体に該当しないものとする。
- (1) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等
- (3) 暴排条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者
- 4 前3項に規定するもののほか、市長は第5条に定める対象事業の募集の際に補助対象団体の要件を付加することができるものとする。
- 5 補助金の交付の対象となる音楽鑑賞公演等に関し共催団体がある場合は、共催団体も前各項の要件を満たすものとする。ただし、共催団体が第1項第3号又は第4号の要件を満たさない場合において、当該事業に対する役割や効果が、名義使用又は施設の期間前予約使用許可に限ると認められる場合は、第1項第3号又は第4号の要件を満たすものとみなす。

(補助対象事業)

- 第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる音楽鑑賞公演等は、次の各号の全てを満たすものとする。
- (1) 別に定める期日までに完了する事業であること。
- (2) 千葉県内に設置された劇場・音楽堂等の事業の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)の劇場、音楽堂等の要件を満たす公共・民間施設の室内ホールを借用して実施される、不特定多数の観客を動員する音楽鑑賞公演(鑑賞料金は有料・無料どちらでも可)又は練習やリハーサルであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。
- (1) 収益の寄附や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- (2) 特定の企業等の宣伝広報、政治活動又は宗教活動を目的としている事業

- (3) 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する事業
- (4) 国若しくは地方公共団体又はこれらの外郭団体から、補助又は助成、共催、委託等を受け、又は会場費の減免を受けている事業
- (5) その他市長が適当でないとする事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表のとおりとする。

(補助事業の募集)

第5条 市長は、募集期間を別に定め、対象事業の募集を行うものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象団体が補助を申請しようとするときは、前条で定める募集期間内に、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 千葉市音楽団体等活動支援事業 事業計画書(様式第2号)
- (2) 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款・規則等
- (4) 役員・会員名簿
- (5) 活動拠点が千葉市であることがわかるもの(例:過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの)等で可)
- (6) 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前条で定めた募集期間以外の交付の申請は、無効とする。

(補助の決定等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条に基づき、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしないときには、規則第4条第3項に基づき、千葉市音楽団体等活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助決定事業」という。)の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の5分の1以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助決定事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助決定事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助決定事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助を申請した者又は補助を受けた者は、市長が補助決定事業に関し報告を求めた場合、又はその職員をして補助に係る帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合はこれに応じること。
- (5) 法令、規則、この要綱を遵守すること。
- (6) 第10条第2項に基づき、市長から改善を求められた場合に、その求められた措置に従うこと。
- (7) 開催を予定している会場の使用許可を得ること。
- (8) その他市長が必要と認める事項

(変更等の承認申請)

第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)は、前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市音楽団体等活動支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときには、速やかに当該申請の内容を審査し、補助決定事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（中止又は廃止）について承認の可否を決定し、千葉県音楽団体等活動支援事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

#### （状況報告）

第10条 規則第10条の規定による報告は、千葉県音楽団体等活動支援事業状況報告書（様式第8号）に、その他市長が必要と認めるものを添えて行うものとする。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、補助決定事業者に対し相当の期限を定めてその改善を求めることができる。
- 3 市長は、補助決定事業者が前項の規定により求められた措置をとらないときには、第7条第2項の補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、前項の規定による取消しをしたときには、規則第17条の規定により、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

#### （実績報告）

第11条 補助決定事業者は、規則第12条の規定により、補助決定事業の完了を報告するときは、補助決定事業の終了後30日以内に、千葉県音楽団体等活動支援事業実績報告書（様式第10号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- （1）千葉県音楽団体等活動支援事業 収支決算書（様式第11号）
- （2）補助対象経費の支出がわかる領収書、請求書、契約書など、支払いの事実（相手先と支払内容と金額を含めて）が確認できる書類
- （3）当日の実施状況がわかる写真
- （4）パンフレット類（プログラム、チラシ等の広報印刷物）
- （5）その他市長が必要と認めるもの

#### （補助額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、規則第13条の規定により、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときには、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

#### （補助金の交付）

第13条 補助決定事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付請求書（様式第13号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- （1）千葉県音楽団体等活動支援事業補助金額確定通知書（写し）
- （2）その他市長が必要と認める書類

#### （決定の取消し）

第14条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

#### （返還命令）

第15条 市長は、第14条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、規則第18条の規定により、補助決定事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助決定事業者はその返還を請求するものとし、補助決定事業者はその請求に応じて返還するものとする。

- 2 第1項及び第2項の規定による返還命令は、千葉県音楽団体等活動支援事業補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

## 別表

補助対象経費	会場費	本番公演又は練習やリハーサルにおける会場の施設利用料（ホール、楽屋、リハーサル室） 本番公演又は練習やリハーサルにおける会場の附属設備利用料（舞台・音響・照明設備など）
補助対象外経費	音楽費	演奏料、指揮料、ソリスト料、合唱料、ピアニスト料、楽器・楽譜借料、出演料、監修料、作曲・編曲料、作詞料、著作権使用料、調律料 等
	印刷費	ポスター・チラシ・プログラム・チケット・入場整理券印刷費
	謝金・人件費	会場整理・警備賃金、その他日当
	宣伝費	広告宣伝費、入場券等販売手数料
	記録費	録画費、録音費、写真費 （当該活動の成果として記録するものに限る。オンライン配信に係る経費は含まない。）
	通信費	案内状送付料
	その他	振込手数料、予備費、雑費等使途が曖昧な経費、その他市長が適当でないと判断した経費
予算書・決算書に計上できない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 団体の財産となり得るものの購入や制作経費</li> <li>(2) 事務運営管理に関する経費（事務所人件費を含む）</li> <li>(3) 事業関係団体（主催者・共催者）の構成員や会員に支払う経常的経費（事務所経費、事務職員給与、事務用品購入費等）</li> <li>(4) 行政機関に支払う手数料</li> <li>(5) 弁当類・飲料、レセプション・パーティ費、その他飲食経費</li> <li>(6) 交際費・接待費</li> <li>(7) 賞金・賞品、花束・記念品代等</li> <li>(8) その他団体の自主財源により賄うべき経費</li> </ul>	
収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助決定事業の実施に伴う収入（事業収入、協賛金、その他収入）</li> <li>(2) 自己負担金（補助対象経費と補助対象外経費の合計の額から、補助決定事業の実施に伴う収入を差し引いた額）</li> </ul>	
補助率	補助対象経費の2分の1以内（当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	
補助金上限額	30万円	
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じた額とする。ただし、補助上限額又は自己負担金のいずれか低い額を限度とする。	

(様式第1号)

年 月 日

## 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所  
団 体 名  
代 表 者 名

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉県音楽団体等活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業名			
主催団体	(西暦 年 月 設立)		
日時	年 月 日 ( )	時 分	時 分
会場名・諸室名 (所在地)	( )		
補助金交付申請額 (A+B) × (1/2)	円 (千円未満切捨て)	施設使用料 (A)	円
附属設備 使用料 (B)	円		
入場料	1. 有料 (一般 円、前売 円、学生 円) 2. 無料		
千葉県暴力団排除 条例に係る誓約 (確認後チェック☑)	<input type="checkbox"/> 申請団体は暴力団ではありません。 <input type="checkbox"/> 役員は暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する必要があることに同意します。		
添付書類 (確認後チェック☑)	<input type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 収支予算書 (様式第3号) <input type="checkbox"/> 定款・規則等 <input type="checkbox"/> 役員・会員名簿 <input type="checkbox"/> 活動拠点が千葉県であることがわかるもの (例：過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの) 等で可) <input type="checkbox"/> 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの		
担当者連絡先	フリガナ 氏 名		
	住所	〒	
	TEL		FAX
	Email		

(様式第2号)

## 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書

事業名	(千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書に記載した名称)
団体名	
事業概要	(演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細)
事業趣旨・目的	(事業を行う目的、意義、補助金による効果等を記入してください。)
団体趣旨・目的 ・活動内容等	
共催団体・役割	
後援団体・役割	
協賛団体・役割	
特記事項	(その他特記すべき事項があれば記入してください)



(様式第3号)

## 千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書

(収入)

概要	金額 (円)	内訳
入場料 (A)		
協賛金 (B)		
その他収入 (C)		
自己負担金		
合計		

(支出)

	概要	金額 (円)	内訳
補助対象経費	施設使用料		
	附属設備使用料		舞台設備 照明設備 音響設備 その他
	計		
補助対象外経費	音楽費		
	印刷費		
	謝金・人件費		
	宣伝費		
	記録費		
	通信費		
	その他		
	計		
合計			

収支の合計は一致させること。

※補助対象経費の1/2以内で、補助上限額30万円または自己負担金のいずれか低い額を記入（千円未満切捨て）

補助対象経費の1/2 円 ①

補助上限額 300,000円 ②

自己負担金（支出合計－収入(A)(B)(C)） 円 ③

補助金の申請額  円 ※①②③で最も低い額を記入

千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所 〒\*\*\*-\*\*\*

千葉県〇〇区〇〇〇-〇-〇

団 体 名 〇〇〇コンサート実行委員会

代表者名 代表 〇〇 〇〇 印

代表者及び  
団体の印

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

令和5年度千葉県音楽団体等活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業名	〇〇〇定期コンサート		
主催団体	〇〇〇コンサート実行委員会 (西暦2000年4月設立)		
日時	令和*年**月**日(〇)**時**分~**時**分		
会場名・諸室名 (所在地)	〇〇市〇〇〇会館・大ホール ( 〇〇市〇〇〇-〇-〇 )		
補助金交付申請額 (A+B) × (1/2)	300,000 円 (千円未満切捨て)	施設使用料 (A)	600,000 円
附属設備 使用料 (B)	50,000 円		
入場料	①. 有料 (一般 1,200 円、前売 1,000 円、学生 円) 2. 無料		
千葉県暴力団排除 条例に係る誓約 (確認後チェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請団体は暴力団ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員は暴力団員ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書 (様式第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 収支予算書 (様式第3号) <input checked="" type="checkbox"/> 定款・規則等 <input checked="" type="checkbox"/> 役員・会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 活動拠点が千葉県であることがわかるもの (例: 過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの) 等で可 <input checked="" type="checkbox"/> 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの		
担当者連絡先	フリガナ	△△△ △△△	
	氏 名	〇〇〇 〇〇〇	
	住所	〒***-*** 〇〇市〇〇〇*-*-*	
	TEL	***-***-***	FAX ***-***-***
Email	*****@*****.***		

千葉市音楽団体等活動支援事業 事業計画書

事業名	(千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書に記載した名称) 〇〇〇定期コンサート
団体名	〇〇〇コンサート実行委員会
事業概要	(演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細)  参加者**名の出演によるコンサート公演 曲 名：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 出演者：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 計**名(プロ) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇他 計**名(アマチュア) スタッフ：〇〇〇コンサート実行委員会員 **名 など
事業趣旨・目的	(事業を行う目的、意義、補助金による効果等を記入してください。)  ・市民にクラシック音楽鑑賞の機会を提供し、文化芸術へ触れてもらう。 ・助成により、鑑賞料を安価に設定できるため、千葉市民へより多くの鑑賞機会を提供できる。
団体趣旨・目的 ・活動内容等	〇〇を目的として設立をした団体で、〇〇や△△などの活動を実施し、多くの市民の参加や鑑賞の機会を提供している。
共催団体・役割	〇〇〇音楽クラブ(負担金支出)
後援団体・役割	〇〇〇合唱団(広報)
協賛団体・役割	(株)〇〇〇(予定：協賛金)
特記事項	(その他特記すべき事項があれば記入してください)

記載例  
【本番公演】

(様式第3号)

千葉市音楽団体等活動支援事業 収支予算書

(収入)

摘要	金額 (円)	内訳
入場料 (A)	220,000	当日 1,200 円×100、前売 1,000 円×100
協賛金 (B)	0	
その他収入 (C)	0	
自己負担金	560,000	
合計	780,000	

(支出)

ホール、楽屋、リハーサル室

	摘要	金額 (円)	内訳
補助対象経費	施設使用料	600,000	千葉市〇〇会館 大ホール 550,000 円 楽屋 50,000 円
	附属設備使用料	50,000	舞台設備 20,000 音響設備 20,000 照明設備 10,000 その他 0
	計	650,000	
補助対象外経費	音楽費	50,000	演奏料、指揮料、著作権使用料
	印刷費	20,000	ポスター・チラシ・プログラム印刷費
	謝金・人件費	20,000	警備賃金 (10,000 円×2 人)
	宣伝費	0	
	記録費	20,000	録画費、写真費
	通信費	10,000	案内状送付料
	その他	0	
計	130,000		
合計		780,000	

弁当類・飲料、交際費等は計上できない経費です  
(P.14 「予算書・決算書に計上できない経費」)

収支の合計は一致させること。

※補助対象経費の 1/2 以内で、補助上限額 30 万円または自己負担金のいずれか低い額を記入 (千円未満切捨て)

補助対象経費の 1/2	325,000 円	①
補助上限額	300,000 円	②
自己負担金 (支出合計-収入(A) (B) (C))	560,000 円	③

補助金の申請額 **300,000 円** ※①②③で最も低い額を記入

令和5年\*\*月\*\*日

## 千葉県音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所 〒\*\*\*-\*\*\*\*

千葉県〇〇区〇〇〇-〇-〇

団 体 名 〇〇〇コンサート実行委員会

代表者名 代表 〇〇 〇〇 印

代表者及び  
団体の印

(注) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

令和5年度千葉県音楽団体等活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

事業名	〇〇〇定期コンサート(練習)		
主催団体	〇〇〇コンサート実行委員会 (西暦2000年4月設立)		
日時	令和*年**月**日(〇)**時**分~**時**分		
会場名・諸室名 (所在地)	〇〇市〇〇〇会館・小ホール ( 〇〇市〇〇〇-〇-〇 )		
補助金交付申請額 (A+B) × (1/2)	30,000 円 (千円未満切捨て)	施設使用料 (A)	50,000 円
附属設備 使用料 (B)	10,000 円		
入場料	1. 有料(一般 円、前売 円、その他 円) 2. 無料		記入不要
千葉県暴力団排除 条例に係る誓約 (確認後チェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 申請団体は暴力団ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 役員は暴力団員ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。		
添付書類 (確認後チェック☑)	<input checked="" type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 事業計画書(様式第2号) <input checked="" type="checkbox"/> 千葉県音楽団体等活動支援事業 収支予算書(様式第3号) <input checked="" type="checkbox"/> 定款・規則等 <input checked="" type="checkbox"/> 役員・会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 活動拠点が千葉県であることがわかるもの (例: 過去に市内で開催した公演チラシ、事務局の住所が記載されている規約、構成員の半数以上が千葉市民であることがわかるもの) 等で可 <input checked="" type="checkbox"/> 会場費の見積書あるいは支払予定額がわかるもの		
担当者連絡先	フリガナ	△△△ △△△	
	氏名	〇〇〇 〇〇〇	
	住所	〒***-**** 〇〇市〇〇〇*-*-*	
	TEL	***-****-****	FAX
Email	*****@*****.***		

## 千葉市音楽団体等活動支援事業 事業計画書

事業名	(千葉市音楽団体等活動支援事業補助金交付申請書に記載した名称) 〇〇〇定期コンサート
団体名	〇〇〇コンサート実行委員会
事業概要	(演目、曲目、出演者、スタッフ等の詳細)  参加者**名の出演によるコンサート公演の練習 曲 名：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 出演者：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 計**名(プロ) 〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇他 計**名(アマチュア) スタッフ：〇〇〇コンサート実行委員会員 **名 など
事業趣旨・目的	(事業を行う目的、意義、補助金による効果等を記入してください。)  ・市民にクラシック音楽鑑賞の機会を提供し、文化芸術へ触れてもらう。 ・助成により、鑑賞料を安価に設定できるため、千葉市民へより多くの鑑賞機会を提供できる。
団体趣旨・目的 ・活動内容等	〇〇を目的として設立をした団体で、〇〇や△△などの活動を実施し、多くの市民の参加や鑑賞の機会を提供している。
共催団体・役割	
後援団体・役割	
協賛団体・役割	
特記事項	(その他特記すべき事項があれば記入してください)

記載例

【練習・リハーサル】

(様式第3号)

千葉県音楽団体等活動支援事業 収支予算書

(収入)

概要	金額 (円)	内訳
入場料 (A)	0	
協賛金 (B)	0	【練習・リハーサルの場合】 収入及び補助対象外経費は記入不要
その他収入 (C)	0	
自己負担金	60,000	
合計	60,000	

(支出)

ホール、楽屋、リハーサル室

	概要	金額 (円)	内訳
補助対象経費	施設使用料	50,000	千葉県〇〇会館 小ホール
	附属設備使用料	10,000	舞台設備 〇 音響設備 〇 照明設備 10,000 その他 〇
	計	60,000	
補助対象外経費	音楽費	0	
	印刷費	0	
	謝金・人件費	0	【練習・リハーサルの場合】 収入及び補助対象外経費は記入不要
	宣伝費	0	
	記録費	0	
	通信費	0	
	その他	0	
計	0		
	合計	60,000	

収支の合計は一致させること。

※補助対象経費の1/2以内で、補助上限額30万円または自己負担金のいずれか低い額を記入(千円未満切捨て)

補助対象経費の1/2	30,000円	①
補助上限額	300,000円	②
自己負担金(支出合計-収入(A)(B)(C))	60,000円	③

補助金の申請額 30,000円 ※①②③で最も低い額を記入